

令和8年度橋本市クビアカツヤカミキリ防除対策事業委託業務 実施要領

1 事業目的

クビアカツヤカミキリはもも、すもも、うめ、さくら等のバラ科樹木の内部を食害して枯死に至らせる害虫である。橋本市では、もも、すもも、うめ等の生産園地において、クビアカツヤカミキリの被害が確認されており、被害の拡大やまん延が危惧されているところである。

クビアカツヤカミキリのまん延防止を図るため、和歌山県食の安全・安心確保推進事業交付要綱及びクビアカツヤカミキリ等のカミキリムシ類まん延防止対策実施細目(令和3年1月28 日付け2消安第4769 号農林水産省消費・安全局長通知)に基づき、橋本市が行うクビアカツヤカミキリまん延防止対策事業(以下「事業」という。)を円滑に実施するために必要な事項を定める。

2 委託業務の内容

クビアカツヤカミキリまん延防止のため、被害を受けた果樹に対し、成虫飛散防止ネットの被覆、伐採・抜根または伐採・根覆い等の対策を行う。

3 事業の委託先

橋本市内の農地(生産園地及び耕作放棄地)で営農する農業者等で、耕作する樹園地においてクビアカツヤカミキリの被害が確認された者

4 委託期間

契約締結日から令和9年2月12日まで

5 委託手続

- (1)上記の委託を受けようとするときは、橋本市クビアカツヤカミキリ防除対策事業に係る委託に関する被害状況報告書及び添付書類を橋本市に提出すること。
- (2)橋本市は、上記(1)により提出された報告書一式を確認し、採択する場合、委託を受けようとする者と委託契約を交わし、業務を委託する。また、必要に応じて被害状況報告書の見直しを求めることができる。

6 委託経費

- (1)橋本市は、予算の範囲内で業務の実施に要する作業労賃を委託費として支出する。
- (2)橋本市は、委託費を額の確定後、委託先の請求により支払うものとする。
- (3)橋本市は、委託先が本契約に違反したとき、実施に当たり不正もしくは不当な行為をしたとき、または事業の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費について返還を命じることができる。

7 事業完了の報告

業務の委託先は、業務が完了したときは、別途様式を示す実績報告書を作成し、事業が完了した日から30日を経過した日または契約期間満了日のいずれか早い日までに、橋本市に提出するものとする。

8 委託費の額の確定

橋本市は、上記7の実績報告書について調査し、及び必要に応じて現地確認を行い、その内容が適正であると認めた時は、委託費の額を確定するものとする。

9 その他

この要領に定める事項のほか、本事業実施に必要な事項については、募集要領等により別途定める。

附 則

- 1 この要領は、令和8年6月1日から施行する。

契約方法

随意契約(地方自治法施行令第167 条の2 第1 項第1 号(または第2 号)ほか市町の規則や運用)

令和8年度橋本市クビアカツヤカミキリ防除対策事業委託業務 募集要領

1 事業目的

クビアカツヤカミキリはもも、すもも、うめ、さくら等のバラ科樹木の内部を食害して枯死に至らせる害虫である。本市では、もも、すもも、うめ等の生産園地等において、クビアカツヤカミキリの被害が確認されており、被害の拡大やまん延が危惧される。

クビアカツヤカミキリのまん延防止を図るため、被害樹の伐採等の対策を実施する。

2 委託内容

クビアカツヤカミキリまん延防止のため、被害を受けた果樹に対し、成虫飛散防止ネットの被覆、伐採・抜根または伐採・根覆い等の対策を行う。

3 実施要件

- (1)橋本市内の農地(生産園地及び耕作放棄地)で営農する農業者等かつ、耕作する樹園地でクビアカツヤカミキリ被害が確認された者
- (2)クビアカツヤカミキリの被害や対策について理解し、適切な被害拡大防止対策を実施すること
- (3)別添誓約同意書の内容に同意できること

4 被害の報告

- (1)提出書類
 - ・橋本市クビアカツヤカミキリ防除対策事業被害状況報告書 兼 見積書
(様式1-1, 1-2)
 - ・クビアカツヤカミキリの被害が確認できる写真(全体写真及び拡大写真)
※被害樹1本毎に必ず写真を添付すること
- (2)提出方法
 - 提出先へ持込み、もしくは郵送
 - ※郵送の場合、書類到着の確認を電話等で行うこと。書類到着の確認ができない報告については、対応できない場合があるので留意すること。
- (3)提出締切
 - 令和8年12月28日(月)16時30分まで(必着)
- (4)提出先
 - 橋本市農林振興課農林振興係

5 委託金額

- ・伐採・抜根もしくは伐採・根覆い 定額30,000円／本 …①
- ・成虫飛散防止ネット被覆 定額 4,000円／本 …②
- ・①及び②を複合した対策 定額34,000円／本

6 契約の締結

4 被害の報告を提出書類に基づき市へ行い、市からの委託書(様式2)を確認の上、請書(様式3)および誓約同意書(様式4)を提出し、その後業務を実施すること。

※請書(様式3)には印紙税法に基づく収入印紙の貼付が必要となるので留意すること。

7 委託業務の実施

(1)クビアカツヤカミキリ対策の実施

クビアカツヤカミキリ防除対策マニュアル(改訂第2版 和歌山県、P15・16)や農業者用実施マニュアルを参考に成虫飛散防止ネットの被覆、伐採・抜根または伐採・根覆い等の対策を行う。

(2)委託期間

契約締結日から令和9年2月12日まで

8 実績報告書の提出

(1)提出書類

- ・実績報告書(様式5号)
- ・実施内容が確認できる写真(全体写真及び拡大写真)
※被害樹1本毎に必ず写真を添付すること
- ・請求書(様式6号)
- ・上記請求書に記載した口座情報がわかる通帳のコピー等

(2)提出方法

提出先へ持込み、もしくは郵送

※郵送の場合、書類到着の確認を電話等で行うこと。書類到着の確認ができない報告については、対応できない場合があるので留意すること。

(3)提出締切

令和9年2月12日(金)16時30分まで(必着)

(4)提出先

橋本市農林振興課農林振興係

9 その他

- ・対策実施前に被害報告が必要であることに留意すること
契約締結前に実施した取組については、委託費支払いの対象外
- ・委託費の支払は、実績報告書提出後、市で内容を検査した後に行う
- ・実績報告書等に添付された写真等を、市が本事業の広報用に使用することに
受託者は協力すること

10 問い合わせ先

橋本市農林振興課農林振興係

住所：〒648-8585 橋本市東家1-1-1

TEL: 0736-33-6113(直通)

Mail: nourin@city.hashimoto.lg.jp